



SUWA CITY

うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち
文化の香り高く いきいきと やさしいまち
愛する郷土 世界のひとと 手をつなぐまち

諏訪市プレスリリース
教育委員会事務局生涯学習課
令和元(2019)年 8月21日

諏訪市有形文化財の指定について

諏訪市文化財専門審議会（委員長 松下芳敏）は、本日午後3時30分より諏訪市役所4階教育長室において、下記の歴史資料を諏訪市有形文化財として指定するよう諏訪市教育委員会に答申いたします。

なお、令和元年8月23日（金）に開催の定例教育委員会で審議・議決の後、諏訪市教育委員会より告示がなされ、正式に指定されます。

仏法寺文書 2, 973点

室町時代から昭和時代（50年を経過したもの）

諏訪市四賀4373番地

仏法紹隆寺（住職 岩崎宥全）

【概要説明】

仏法寺は開基坂上田村麻呂、開山空海とされる真言宗寺院である。

仏法寺文書は、天正年間（1573-1591）と推定される「書状（寺家再興につき）」以下、2,900点を越える文書・記録からなり、その大半は近世文書である。住職の入院・隠居や色衣（高僧のみ着用が許される袈裟）など本山である醍醐寺との関わりを記したもの、談林所（＝学問所）や諸祈祷など寺院運営に関わるもの、住職任命や御開帳など末寺門徒寺などに関わるもの、年始御礼や厄年祈祷など高島藩あるいは諏訪家に関わるものなど江戸時代を通して諏訪地方における新義真言宗寺院（真言宗の一派）の触頭及び高島藩（諏訪家）の祈祷寺を務めた地方寺院の運営実態を知ることができる。

また、近代以降のものは、地券や会計簿など雑多なものを含むが、古代以来諏訪に存在し続けた仏法寺の変容を知るために貴重なものである。

○指定の事由

古代以来の名刹であり、江戸時代を通して諏訪地方における真言宗一派の触頭及び高島藩主諏訪家の祈祷寺を務めた仏法寺の運営実態や近隣寺社との関係性、近代以降の地方寺院の変遷などをうかがえる貴重な文書群と考えられる。



〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り 5-12-18
長野県 諏訪市 教育委員会事務局
生涯学習課 文化財係
（担当）関沢 佳久
電 話 0266-52-4141（内線 582）
F A X 0266-53-6219

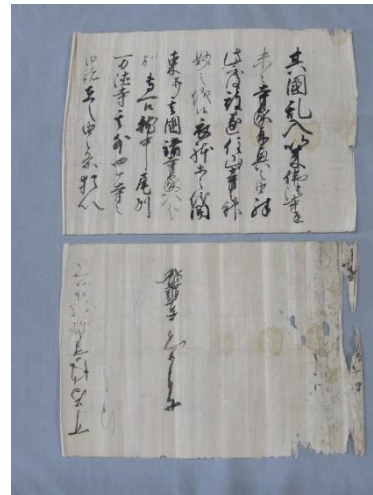
諏訪市 HP ⇒⇒⇒ <http://www.city.suwa.lg.jp>

◆参考

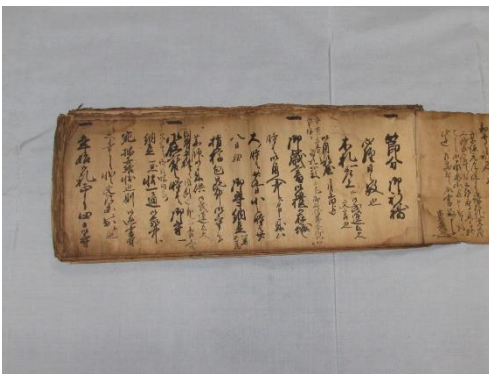
【画像（一部）】



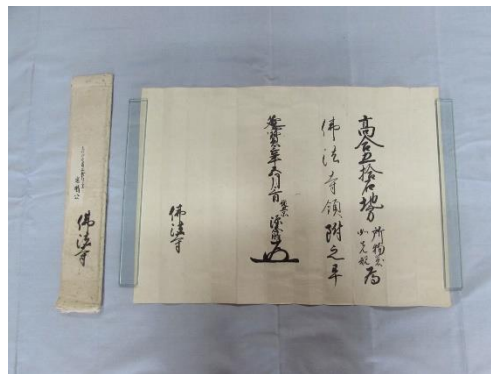
No.1



No.2



No.3



No.4

No.1 仏法寺文書（一部）※2, 973 点のうち 12 点

右より「御前様御出産護摩供御祈禱入用書」、「高嶋御用諸書留」、「公用事務覚帳」、「宛行状（黒印）」（7 点、3～9 代藩主）、「新義真言宗松橋密派※1」、「由緒」

No.2 「書状（寺家再興につき）」天正年間（1573-1591）以前（推定）

詳細不詳、差出人は堯雅僧正※2

No.3 「公用事務覚帳」宝永 7 年（1710）

仏法寺が高島藩及び諏訪家との諸事を書き留めた日記。節分御祈禱、御歳暮、年始御礼などの文言が見える。

No.4 「宛行状（黒印）」延宝 3 年（1675）5 月 3 日

3 代藩主諏訪忠晴が仏法寺に知行（領地）を給与するときに作成された文書。朱印は將軍家しか使用できないため、藩主は黒印を使用していた。

※1 新義真言宗…古儀真言宗に対し、（中略）真言宗の一派

※2 堯雅（1511-1592）…東寺長者 松橋流第 19 祖華光院大僧正

参考：『佛法紹隆寺開創千二百年記念誌』

【諏訪市指定有形文化財の件数について】

本件の指定後、諏訪市指定有形文化財は**80件**となる。

なお、諏訪市内の指定等文化財は、国指定文化財36件、国登録文化財10件、県指定14件、市指定**116件**となる。

【仏法紹隆寺が所有する指定物件について】

- 県宝 絹本著色釈迦十六善神（昭和62年8月17日指定）
木造普賢菩薩騎象像（平成6年2月17日指定）
木造不動明王立像（平成15年9月16日指定）
 - 市指定有形 仏法寺古写経（昭和49年3月23日指定）
仏法寺大般若経600巻（昭和49年3月23日指定）
 - 市指定名勝 仏法寺庭園（平成2年3月16日指定）
 - 市指定天然記念物 仏法寺イチョウ（昭和46年2月12日指定）
- 以上、本指定物件を除く7件を所有している。